

広島県告示第七百二十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十四年八月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
打尾谷一地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線、五号から七号を平成二十三年十一月七日広島県告示第千二十五号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱七号と八号を結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱五号、六号及び七号は告示で指定した土地に存する標柱三号、二号及び一号と同一とする。

郡市・区		広島市佐伯区	
町・丁目		湯来町	
大字		多田	
字		下打尾谷	二井山
地番		三〇九〇番一	三〇九二番二
標柱番号		標柱一号	標柱二号
		標柱三号、四号及び五号	
		標柱六号	標柱七号
		標柱八号	三二一四番一
		三二二二番二	三二一八番一
		下打尾谷	二井山